

アール・イー・ジャパン株式会社  
住宅金融支援機構適合証明業務約款

平成 17 年 12 月 20 日 制定  
平成 19 年 4 月 1 日 改定  
平成 20 年 5 月 10 日 改定

第 1 条	(趣旨)
第 2 条	(責務)
第 3 条	(甲の解除権)
第 4 条	(乙の解除権)
第 5 条	(業務期日)
第 6 条	(支払期日)
第 7 条	(秘密保持)
第 8 条	(建築基準法による照会)
第 9 条	(損害賠償)
第 10 条	(別途協議)
第 11 条	(雑則)

附則 1 (施行日)

(趣旨)

第 1 条 この適合証明業務約款は建築主（以下「甲」という。）からアール・イー・ジャパン株式会社（以下「乙」という。）が独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）と締結した適合証明業務（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号））に関する協定書、乙が定める適合証明業規程及び適合証明業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）に基づき適合証明業務等を引受け、契約することについて必要な事項を定める。

(責務)

第 2 条 甲及び乙は、適合証明業務（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号。以下「機構法」という。）第 13 条第 1 項第一号（証券化支援事業（買取型））、第二号（証券化支援事業（保証型））、第六号（住宅改良（耐震改修工事実施者向け））、第七号（機構融資（まちづくり融資））、第八号（機構融資（賃貸住宅融資））、第九号（住宅改良（高齢者向け償還特例制度利用者向け））、第 2 項第二号（機構融資（財形住宅融資））、第三号（雇用機構勤労者財産形成融資）、附則第 7 条第 2 項第二号ニ又はホ（機構融資（住宅宅地債権積立者等向け））に規定する住宅が、機構の定める基準に適合することを証明することの業務をいう。以下同じ。）の実施について、機構と締結した適合証明業務に関する協定書、乙が定める適合証明業規程、同約款、機構が定める適合証明業務マニュアル及び、同申請の手続きのご案内並びに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下、「建基法」という。）第 6 条第 1 項で定める建築基準関係規定（以下「適合証明業務法令等の規定」という。）を遵守し、この約款、申請図書、業務規程及び手数料規程に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

2 乙は、適合証明業務等を第 5 条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。

3 乙は、甲から乙の適合証明業務等の内容、進捗状況及びその他について説明を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

4 甲は、「手数料規程」に基づく手数料を第 6 条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに

支払わなければならない。

- 5 甲は、この契約に定めのある場合又は乙の請求がある場合は、乙の業務遂行に必要な範囲内において、業務の対象建築物並びにその敷地（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 6 甲は、乙が適合証明業務等を行う際に、対象建築物等に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力するとともに、適合証明業務法令等の規定への適合の判定が困難である部分については、乙の求める説明及びは追加の資料提出に応じなければならない。
- 7 甲は、乙の適合証明業務等において、対象建築物等の計画に関し乙が適合証明業務法令等の規定に適合しているかどうか判断できない旨の指摘をしたときは、速やかに図面の修正、その他必要な措置をとらなければならない。
- 8 甲は、設計検査に関する通知書の交付の前に甲の都合により申請に係る計画を変更する場合において、乙が大規模な変更として認めた場合は、申請を取下げたうえ別件として改めて第一項の契約を行わなければならない。

#### （甲の解除権）

第3条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

（1）乙が、正当な理由なく、前条第2項に掲げる業務を第5条に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合。

（2）乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合。

- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料の返還を乙に請求することができる。また、甲はその契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、甲は、第1項各号に起因して生じた損害に対して、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料を甲に返還しない。
- 6 第2項の契約解除の場合、乙は、第2項に起因して生じた損害について、その賠償を甲に請求することができる。

#### （乙の解除権）

第4条 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料を甲に返還せず、また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、第1項に起因して生じた損害について、その賠償を甲に請求することができる。

#### （業務期日）

第5条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- （1）適合証明業務を、建基基準法（昭和25年法律第201号）第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認検査業務を伴うもの 確認済証、中間検査合格証及び検査済証の交付の日以降の日。
- （2）確認検査業務を伴わないもの 確認済証、中間検査合格証及び検査済証の写しの提出があつ

た日又は、現場検査予定日から7日を経過する日。

- 2 甲が第1条第5項から第8項に定める適合証明業務の遂行において責務を怠った時、その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。
- 3 乙は、乙の責めに帰するものではない災害その他特別な理由がある時は、甲に対し業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

(支払期日)

第6条 甲の支払期日は、次に定める期日とする。

- (1) 設計検査、現場検査、竣工検査手数料 契約の日
- (2) 審査変更手数料 契約の日

2 前項のほか、支払期日を甲乙協議の上別に定めることができる。

(秘密保持)

第7条 乙は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定及び、乙が定める個人情報保護方針の規定に基づき個人情報を扱うものとする。

(住宅金融支援機構からの照会)

第8条 住宅金融支援機構から、当該計画の内容について報告を求められた場合はそれに応じるものとする。

(損害賠償)

第9条 甲及び乙は、この約款に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の10倍までとする。

(別途協議)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙共に信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

(雑則)

第11条 業務規程並びにこの約款に基づき「契約日」とあるのは契約の日、「引受け日」とあるのは適合証明業務等を引き受けた日とする。

附則 1 この業務約款は、平成17年12月20日から施行する。

附則 2 この業務約款は、平成19年4月1日から施行する。

附則 3 この業務約款は、平成20年5月10日から施行する。